

平成 24 年 11 月 1 日
大阪府総務部契約局

大阪府電子入札心得(委託役務関係)の改正 (入札額の錯誤の条文追加) について

- 大阪府においては、電子入札を行っていますが、現行の入札心得では、入札参加者が電子入札システムを使って入力を行う入札額について、錯誤による桁誤りや総額と単価の取り違い等が発生しても、入札参加条件をクリアしていれば、自動的に落札決定者となります。
- この結果、錯誤を起こした落札決定者は、契約を辞退し違約金の支払いと参加資格停止措置を受けることとなります。
- このような問題に対応するため、民法第 95 条を根拠とし、入札参加者の錯誤の入札を無効とできるよう、電子入札心得を改正（第 13 条の 2 を追加）します、取扱いは下記のとおり。

記

(1) 対象

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の電子入札全て。

(2) 適用日

平成 24 年 11 月 1 日以降の公告分から実施します。

(3) 適用方法

下記の囲みの手法によるものとします。

この取扱は、電子入札のみとし、紙入札は含みません。

- ① 入札参加者は明らかな入札の錯誤に気づいた場合、開札日の前日（土日祝日を除く）午後 4 時までに、電話等で大阪府に申し出ること。
- ② 上記の申出を行った者は、当該入札が無効であることについて、弁明書（別紙様式）を、直ちに大阪府へ提出すること。
- ③ 大阪府は、上記の弁明書の提出を受けた時は、事情聴取して、確かに錯誤であると認められた場合は、開札時に、該当する入札書が無効とすることができる。
（錯誤と認められないものについては、有効な入札となる。）
- ④ 明らかな錯誤と認められるものとは、以下のとおり。
 - (1) 総額と単価の取り違い
 - (2) 入札額の桁誤り

問い合わせ先

総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ

TEL 06-6941-0351（内線 5388）

(様式)

弁 明 書

平成 年 月 日

大阪府総務部契約局長 宛

所 在 地
商 号又は名 称
代表者職・氏名 印
連絡先（昼間、連絡が取れる電話番号等）

平成〇年〇月〇日に公告された（入札案件名称を記載）につき、錯誤により下記のとおり入札を行いましたので、大阪府電子入札心得（委託役務関係）第13条の2に基づき、無効となるよう求めます。なお、本弁明に基づく裁定には、いかなる異議申立も行いません。

記

- 1 入札日時
- 2 入力金額
- 3 錯誤の理由

注1 弁明の必要な事実の内容について、入札日時、入力した金額、錯誤の理由を記載すること。

注2 証拠書類として、本来の入札額を証明する積算書類を添付すること。

注3 錯誤と認められない場合は、有効な入札となるので留意すること。